

# 東京都立多摩科学技術高等学校同窓会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東京都立多摩科学技術高等学校同窓会という。

(主たる事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都立多摩科学技術高等学校内に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて東京都立多摩科学技術高等学校（以下「母校」という。）の発展に協力し、地域およびわが国文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員を対象とした各種会合、催事の企画立案および運営
- (2) 会報の発行
- (3) 母校の会員名簿の作成および管理
- (4) 母校の教育活動への後援
- (5) 地域の文化活動およびスポーツ事業等に対する後援
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

(構成)

第5条 本会は、正会員をもってその会員とする。

(会員の資格)

第6条 本会の会員となり得る者は、次の資格を有する者とする。

(1) 正会員

① 保護者の同意を得た母校の卒業生

2 本会成立後に本会の会員となる資格を有し、会員となろうとする者は、所定の入会手続を行うことを要する。

(会費)

第7条 本会の会員は、入会時に次に定める会費を納入する。

(1) 平成29年度以前の卒業生は1000円

(2) 平成30年度以降の卒業生は3000円

(会員資格の喪失)

第8条 本会の会員は、次の事由によりその資格を失う。

(1) 死亡

(2) 退会

(退会)

第9条 本会の会員は、会長に対し、退会理由を付した書面を提出して退会することができる。

## 第4章 役員

(役員の数)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 会計 1名以上
- (4) 書記 1名以上
- (5) 監査 1名以上

(役員を選任)

第11条 会長および監査は、総会において会員の中より決議をもって選任する。

2 監査は、会長を兼任することはできない。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠員のときは、総会においてあらかじめ定められた順位により、その職務を代理又は代行する。

3 役員は、役員会を組織し本定款および規則に定める会務を執行する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

## 第5章 役員会

(役員会の権限等)

第14条 役員会は、すべての役員で組織する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

3 役員会は、本会の業務執行の決定および役員職務執行の監督を行うほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会務に関する重要な事項
- (3) 事務局に関する事項
- (4) 本規約を施行するために必要な事項についての規則の制定、改廃に関する事項
- (5) 規約に定める事項
- (6) その他、会長が必要と定める事項

(役員会の招集)

第15条 役員会は、原則として年1回以上、会長が召集する。

2 会長は、役員会の日1週間前までに、各役員に対してその通知を発しなければならない。

3 会長以外の役員は、会長に対し、役員会目的である事項を示して、役員会の招集を請求することができる。

(役員会の決議方法)

第16条 役員会の決議は、議決に加わることができる役員過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(役員会の議事録)

第17条 役員会の議事については、議事録を作成し、出席した会長、副会長および監査は、これに署名し、または記名押印しなければならない。

## 第6章 総会

(総会の構成)

第18条 総会は、第6条の会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。

(総会の招集)

第19条 総会の招集は、役員会において決定する。

2 総会は、会長が次に掲げる事項を定め、当該総会の日前の10日前までにこれを記載し、または記録した通知を会員に対して発することにより召集する。

(1) 総会の日時および場所

(2) 総会の目的である事項

(総会の決議事項)

第20条 総会は、次に定める事項を決議する。

(1) 前年度の事業報告書

(2) 前年度の決算書

(3) 当該年度の事業計画

(4) 当該年度の収支決算

(5) 本規約第7条に定める会費規定の制定、改廃に関する事項

(6) 総会において審議することを決議した事項

(7) その他、会長が必要と認めた事項

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、会長が出席した会員の中から指名する。

(総会の決議方法)

第22条 総会の決議は、出席した会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、会長および出席した会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が、これに署名し、または記名押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計

(資産)

第24条 本会の資産は、次のとおりとする。

(1) 会費

(2) 寄付

(3) 利子その他の収入

(資産の管理)

第25条 本会の資産は、会長名義により保管する。

(事業計画および収支予算)

第26条 本会の事業計画および収支予算は、会長が作成し、役員会および総会の承認を受けなければならない。

## 第8章 規約変更

(規約変更)

第27条 本規約を変更するには、役員会の議決を経て、総会の特別決議によらなければならない。

## 第9章 附則

第28条 平成29年度改定規約は平成29年11月12日より施行する。